

六月三日。前田利家、長連龍等に、武藏石橋村の陣所を守らしむ。

【寸錦雜編】

二〇三二

書狀披見令申候。仍石橋と申村上之野に古城有之、陣取に相定、即我々小屋をもかけ被置候由、尤に候。天氣あがり次第松山迄相越、於彼地、淺彈を待付、諸事令相談、其上に鉢形表へ可相働候。其元陣取いかにも念を入、丈夫に被申付肝要候。態可申遣處に、其方より飛脚候間幸候。返々陣所無油斷、番等堅可被申付候。謹言。

六月三日

利家 在印

長九郎左衛門殿

不破彦三殿

高島石見守殿

六月廿四日。前田利長、有賀直政に、武藏八王子の役にその子長治の勇戦せることを報す。

【有賀文書】

二〇三三

わざと申入候。昨日廿三日八わうじと申しろへとりかけ

本丸までせめほし、くびかず三千よとらせ候。くわんとうにてのてがらすいりやうのほかニ候。のちくもき、および候はん間々申候。

返々てがらすいりやうのほかニ候。其方のあん六ニつけおき候もの共、いづれもくびをとり申候。てがらどもニ候。われくものも半分ておいふ人候。

参
ゆうか
孫 四

(本文書は延寶六年四月六日前田綱紀の覽に供したるものなりといふ。古簡記に載する所の文は少異あり。)

六月廿四日。前田利長等、武藏寶生寺等に、制札を與ふ。

【寶生寺文書】 武藏

二〇三四

- 一、殺生禁斷之事。
- 一、甲乙之人馬乘通行之事。
- 一、境内山林竹木猥りに截採事。

以上

右條々堅可相守候。若於違犯者、速可處嚴科候也。仍如件。

天正十八年六月廿四日

常陸介 在判
前田利長
孫四郎 在判

【寶生寺文書】

二〇三五

禁制

武州之内
ふさの下地
大はた村
和田村
八日市村

- 一、當軍勢濫妨狼藉事。
- 一、放火之事。
- 一、對地下人非分申懸之事、并還住之事。

以上

右條々於令違背者、速可處嚴科候也。仍如件。

天正十八年六月廿四日

常陸介 在判
孫四郎 在判

六月廿四日。前田利長等、武藏二本木村百姓に、利長等の判形を所持せざる者に對して夫役・傳馬を供給せざらしむ。

【二本木村兵衛文書】 武藏

二〇三五

其村夫役・傳馬之儀、此方無判形候者、一切不可出候。爲其申遣者也。

天正十八年
六月廿四日

木村常陸介
羽柴孫四郎
利長 在判

二本木
百姓 中

六月廿七日。前田利家、三輪吉宗に、武藏八王子の役にその子吉富の戦歿せることを報す。

【三輪文書】

二〇三六

態申遣候。仍彌七郎事不敏なる儀に候。不及是非事にて候。乍去討死手負無際限候。最前ニ雖可申遣候、餘笑